

# 施設参観記録 (4)〔韓国ソマン刑務所〕

松 原 英 世

# 資 料

## 施設参観記録 (4)〔韓国ソマン刑務所<sup>1)</sup>〕

松 原 英 世

### 1. は じ め に

2012年9月19日に韓国ソマン刑務所の参観を行った。本稿では、本施設の参観の概要を示しながら、ソマン刑務所の様子を紹介する。

当日は、愛媛大学法文学部教員4名で、15時40分から施設参観を行った。はじめに、刑務所長室で刑務所長からの挨拶があり、次に会議室に移動し、教育・矯正課長から当施設についての説明を受け、その後、施設内を見学した。

### 2. 施 設 の 概 要

ソマン刑務所は、2010年12月に京畿道(キョンギド)驪州(ヨジュ)に開設された韓国で最初の(現時点では唯一の)民営刑務所であり(ソウルから南東に高速道路を使って車で約1.5時間のところに所在する)<sup>2)</sup>その運営はキリスト教団体(韓国キリスト教総連合会)を母体とする民間の財団(財団法人「アガペ」)によって行われている<sup>3)</sup>

本施設(民営刑務所)の根拠法は、「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」第7条(矯正施設設置・運営の民間委託)と<sup>4)</sup>これを受けて2000年に制定された「民営刑務所等の設置・運営に関する法律」である。

資 料

施設の規模は、敷地面積 21 万 4 千平方メートル、建築面積 1 万 4 千平方メートルであり、収容定員 350 名、職員数 117 名である（本施設の組織については「図 1」を参照）。なお、職員（所長も含めて）の採用等、人事は全て当施設が独自に行うこととされているので、他の刑務所との間で職員の人事交流（転勤等）はない。

本施設に収容する受刑者の条件は、①初犯、あるいは、2 犯目であること、②残刑期間が 1～7 年であること、③ 20～60 歳の男子であること、④公安犯罪、薬物犯罪、組織犯罪以外の罪種であること、である。

本施設における処遇の大まかな流れは、「図 2」のとおりである。

本施設設置の目的は大きくは 2 つある。1 つは、刑務所運営に充てられる国家予算の削減である<sup>5)</sup>。本施設には、通常の刑務所運営経費の 9 割が国から支給されることとなっており<sup>6)</sup>、その差額を民間の経営努力により補わせることで、刑務所運営にかかるコストの削減を狙っている<sup>7)</sup>。もう 1 つは、優れた社会復帰プログラムの開発である。民間にしかできない先進的な取組（処遇プログラム）を開発・実施させることで、受刑者の社会復帰の促進（再犯率の抑制／減少）を狙っている。ちなみに、本施設で成果を上げた処遇プログラムは、通常の刑務所で導入されることもあるそうである。

図 1

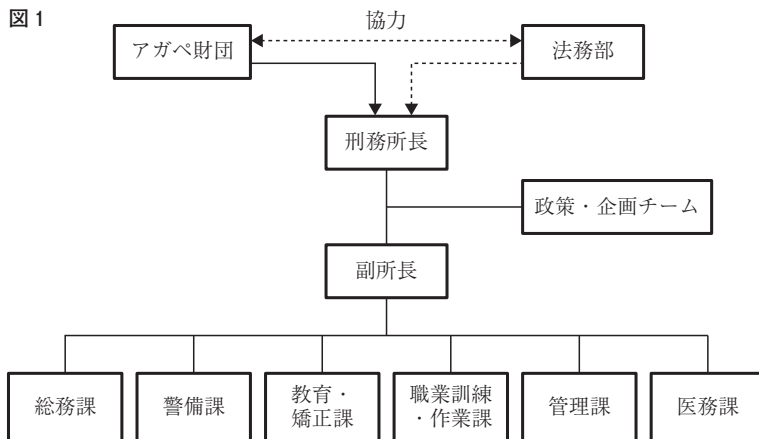
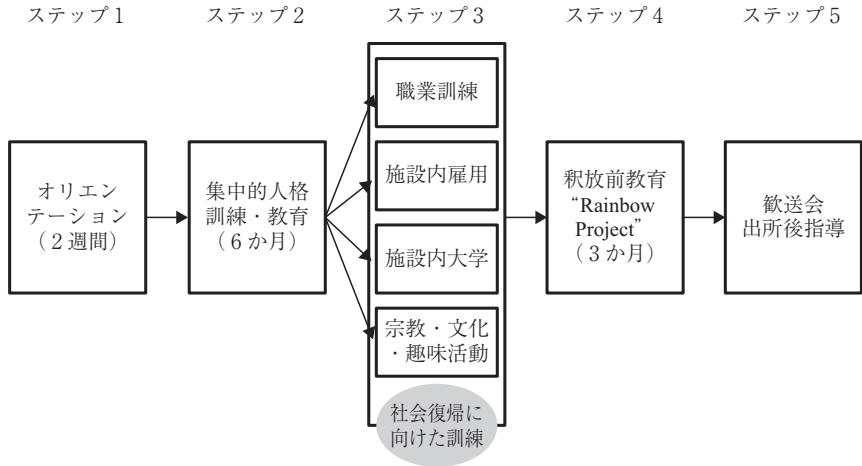


図 2



### 3. 施設の現況

施設内の見学は、面会室、多目的ホール（講堂・体育館兼用）、食堂、収容棟の順で行った。

参観当時、多目的ホールでは、ボランティアと収容者によるコンサートのようなものが行われていた。このようなイベントでは、ボランティアからの差し入れ等でお菓子（参観当日はお菓子とお餅）が振る舞われるのであるが、このことが収容者にとってイベントに参加するインセンティブとなっているようである。当ホールでのイベント（コンサートや講演会）には、各界の著名人（政治家や芸能人等）が呼ばれることが多いのであるが<sup>8)</sup>、このことは、受刑者の自尊心を高めたり（すなわち、自分たちが大事にされていることを意識させる）、家族との繋がりを維持する（すなわち、受刑者とその子供等に、著名人に会ったことやそのサインをプレゼントすることで自慢ができたり、そのことが家族との会話や手紙の話題となる）ことに役立っているとのことであった。

本施設では、受刑者は食堂で食事をするのであるが<sup>9)</sup>、こうした試みも韓国で

は当施設が初めてである。当施設がこうした試みを行って以降、通常の刑務所でもそのような食事の仕方を導入するところが出てきたそうである。なお、職員の食堂は受刑者の食堂に隣接するところにあり、職員と受刑者は一緒に食事はしないが、食べるものは同じだそうである。ちなみに、韓国では職員と受刑者は別メニューが通常であり、同じものを食べるということも当施設が初めてで唯一だそうである。

収容棟は2層式で放射状の形状となっており、その中心部分に監視室が設置されている<sup>10)</sup>。なお、警備は100%当施設の職員で行うが、逃走等があった場合は、近くにある驪州（ヨジュ）刑務所と警察と協力して捜索・検挙にあたることである<sup>11)</sup>。

参観当日の収容者数（全て既決）は、300名であった。そのうち200人が重大犯罪<sup>12)</sup>での収容であり（したがって、殺人を犯した者も多数いるとのことであった）、さらにそのうち約半数（最も多いの）が性犯罪であった。

当施設の収容者は、他の（通常の）刑務所にすでに収容されている受刑者から選抜される。したがって、実刑判決確定後すぐに（直接）当施設に収容される受刑者はいない。その選抜方式は次のとおりである。

まず、各刑務所において、当施設が収容者を募集する旨と当施設がどのような処遇を行っているかが受刑者に告知される。希望者はそれを見て応募し、当施設の選別試験を受けることになる。選別試験は形式的なもの（書類審査）と実質的なもの（論文・面接）に分かれている<sup>13)</sup>。その選別基準は当施設独自のものであり、その評価は細かく点数化され、当施設に収容されるためにはその合計得点が一定の点数以上になることが必要とされる。そうして、当施設によって定員より多めに選ばれた（通常、募集定員の約2倍）候補者リストの中から、最終的に法務部が収容される受刑者を決定する。なお、一旦当施設に収容されたら、通常の刑務所に戻ることはできないそうである。当施設は人気があるようで、募集に対しては常に多くの受刑者が応募するようである。その理由は、受刑者たちが、当施設は民間であるためその雰囲気は通常の刑務所に比べて柔らかく、その処遇も厳しくないと考えている（そのような情報を得ている）か

らだそうである。しかしながら、仮釈放については、当施設でも通常の刑務所と同様の基準で行われているそうである（民営刑務所等の設置・運営に関する法律 40 条）。したがって、当施設の収容者が全員仮釈放となったり、通常の刑務所よりも刑の執行率が少ないことはないそうである。通常の刑務所での模範囚と当施設で理想とされる受刑者像は異なるという話を伺ったが<sup>14)</sup>、このことも当施設の仮釈放率に影響しているのではないかと思われる。

当施設での処遇であるが、その特徴として、次の 3 点を指摘しておきたい。

第 1 に、「内的変化 (inner-change)」の強調である。例えば、「処遇においては受刑者の内的変化に焦点を当てる」、「その目標は受刑者やその家族の内的変化である」というように、この言葉は本施設の特徴や目的を説明する際に頻繁に言及された。その意味するところは、受刑者が心から変わるのでなければ／内面的に変化するのではなければ、再犯を防ぐことはできない（真の更生とはいえない）ということだと思われるが（との印象を受けたが）、こうした考え方は、母体となる宗教団体の価値観を反映しているように思われる。

第 2 に、大量のボランティアが動員されているということである。受刑者の「内的変化」を実現させるためには、密度の高い、きめ細やかな処遇が必要となると思われるが、そうした処遇を実施するためには、多数のスタッフが必要である。例えば本施設では、各受刑者に 1 人ずつメンターが配置されるのであるが、そうしたスタッフの全てが民間のボランティア要員によって賄われている。前述のとおり、当施設の設置目的の 1 つは、刑務所運営経費の削減である。それゆえ、当施設には通常の刑務所運営経費の 9 割しか支給されないのであるが、そのような状況では、施設運営効率化の努力を徹底的に行っても（例えば、1 人あたりの人件費を削ったとしても<sup>15)</sup>）、それほど多くのスタッフを雇えるわけではない。また、コストの削減は、しばしば処遇の質との間にトレード・オフの状況をもたらすことにもなる。そこで、当施設では民間のボランティアを活用することで<sup>16)</sup> 多彩な処遇プログラム（インナー・ヒーリング、芸術療法、音楽療法等）を実施しているのである<sup>17)</sup>

第 3 に、家族との繋がりへの重視である。家族との繋がりが受刑者の社会復帰

に大きな効果を持つことはよく指摘されるとおりであるが、本施設では、家族との繋がりを維持するために、家族参加の処遇プログラム（父親学校、母親学校等）が多数用意されている。また、施設自体も家族的な雰囲気を作り出すために、入所日と出所当日には所長自ら受刑者のために歓迎会と送迎会を催し、お茶やお菓子を食べながら談笑するそうである。他にも、全職員と受刑者で施設内の運動場で定期的にBBQパーティー（One mind, One heart Festival）を行っている。

なお、その効果であるが、当施設が開設されてまだ2年しか経っていないけれども、今のところ（筆者参観日現在）再犯率は0（これまで約100名が出所）だということである。

#### 4. お わ り に

最後に、当施設が宗教系の団体が母体となっていることから生じている問題を指摘して、本稿を閉じることにしたい。

1つは、受刑者の入所手続に関わるものであるが、入所する際に受刑者に対して、キリスト教プログラムへの事実上の同意書への署名を要求していたことがある。これについては、宗教等による差別禁止の原則に反し、違憲だとの批判がある<sup>18)</sup>

もう1つは、職員の採用手続に関わるものである。当施設では、職員の採用過程で、特定宗教の活動経歴を記載するようにしていたのであるが、これについては宗教的偏向のおそれがあるとして、法務部が是正を指示している（2012年3月）。

なお、以上のような批判に対処するためか、その後、当施設において仏教の信者4名が参加した仏教集会が開かれている（2012年3月）。

実際に参観した印象としても、施設内に飾ってある絵や、その心（内面）の教育を重視する姿勢、また、教育において取り上げる絵や話の内容から、矯正施設というよりも宗教施設としての雰囲気を感じるが多々あった（あくま

でも主観的なものではあるが)。いくつかの処遇プログラムにおいては、宗教的な性格が色濃く反映されているようなものもあった(端的に、宗教活動もプログラムの1つとして用意されているようである)<sup>19)</sup>背後にある宗教的な信仰が施設運営の士気を高めたり、多数のボランティアによるサポートを集めるうえでプラスとなることも事実であるが(そのことが民営刑務所設立の1つの目的である経費削減にも大いに役立っていることも事実であろう)、強力な権力作用を伴ううえに閉鎖施設でもある刑務所においては、特定の宗教による影響は軽々には看過できない問題であろう。本施設での矯正教育はキリスト教的信仰観に即して行われることが前提とされており<sup>20)</sup>前述のとおり、たとえ特定の宗教・思想を受刑者に強制することが法により禁止されているとしても、行刑上の処遇(例えば累進処遇制度との関係で)や仮釈放の審査を通じて、その信仰が事実上強制される可能性は否定できない。現在、仏教系の財団も民営刑務所を開設しようとする動きがあるようであるが、今後、刑務所運営と宗教的な影響との間にどのようなバランスを維持していくか、また、そのための施策をどのように講じていくかが民営刑務所の運営にあたって大きな課題となることは間違いないだろう。

《謝辞》ご多忙の折、施設参観の便宜を図っていただいたソマン刑務所関係各位の方々に、この場を借りて心よりお礼申し上げます。また、施設参観の手配、並びに、当日の通訳等をしていただいた同僚の愛媛大学法文学部・権奇法講師にも、心より感謝申し上げます。

#### 注

- 1) 韓国では、刑務所を矯導所と呼ぶが、本稿では刑務所と表記する。
- 2) 現在、仏教系の財団が民営刑務所の開設を準備しているようである。
- 3) 本施設設立の経緯の概略は以下のとおりである。  
1995年10月、民営刑務所検討委員会を設置。  
1999年12月、改正「行刑法」が国会を通過。  
2003年2月、法務部(日本でいうところの法務省)とアガバ財団との間に委託契約が結ばれる。



## 資 料

2008年7月、施設の建設が始まる。

2010年12月、運営開始。

4) 本条は以下のとおりである。

法務部長官は矯正施設の設置及び運営に関する業務の一部を法人又は個人に委託することができる。

2 前項により委託を受けることができる法人又は個人の資格要件、矯正施設の設置基準、収容者の処遇基準、委託手続、国家の監督、その他の必要な事項は別の法律で定める。

「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」は、2007年に「行刑法」が法律名の変更を伴って改正されたものであり、本条文自体は、1999年の「行刑法」改正により規定されたものである（その当時の「行刑法」では4条2項に規定）。なお、2007年の改正により、条文の構成も大幅に変更されている。

なお、1999年改正「行刑法」、並びに、「民営刑務所等の設置・運営に関する法律」については、詳しくは、藤本哲也・姜憬來「韓国における民営刑務所に関する法律とその現況」法学新報110巻7＝8号（2003）49-86頁を参照。また、韓国の行刑、民営刑務所については、安成訓「韓国行刑の現状」菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革：刑務所システム再構築への指針』（日本評論社・2007）292-304頁、千手正治「我が国及び韓国のPFI（民営）刑務所における被収容者に対する実力行使に関する比較考察」人間科学28巻2号（2011）61-68頁を併せて参照されたい。

- 5) その背景事情としての韓国の過剰収容問題については、藤本・姜・前掲「韓国における民営刑務所に関する法律とその現況」51-55頁、安・前掲「韓国行刑の現状」302-303頁参照。
- 6) 経費は収容受刑者1人毎に支給される。ちなみに、韓国では、受刑者1人につき年間約2千万ウォンの経費がかかるといわれている。
- 7) 施設の建設費は民間が負担することになっている。ちなみに、本施設の建設には300億ウォンの総工事費が掛かっているのであるが、国はその費用を節約できたことになる。
- 8) こういうことができるのも、当施設を運営する財団の母体である宗教系団体の人脈等があるからのようである。
- 9) 一度に全員を収容することはできないので、食事は2回に分けて行うそうである。
- 10) 収容棟については、すでに受刑者が戻っていたため、入口付近から中央にある監視室を覗いただけで、居室等を見学することはできなかった。
- 11) 韓国の矯正施設の保安警備は収容者の種類によって5つの等級があり、重警備拘禁等級、拘禁警備等級、中間拘禁警備等級、緩和警備等級、開放処遇等級に区分されている。ソマン刑務所は緩和警備等級であり、緩和警備等級では監視塔が無く、監視はもっぱら電子監視で行っている。

- 12) 韓国では、「強力犯罪」という。
- 13) 面接では、例えば、「どのような本を読んでいるか」、「それを読んでどう感じたか」等、「Yes/No」では答えられないような質問をするそうである。
- 14) 「選りすぐり」の受刑者が送られてくるので、当然に、仮釈放率は高く、刑の執行率も低いのではないかと思いきそのことについて当施設の職員に質問したところ、このような回答が返ってきた。
- 15) ちなみに、当施設の職員の給与は一般刑務所の約8割ということである。
- 16) これらのボランティアは、母体となる財団（アガペ財団）が定めた基準に基づいて採用され、当施設に派遣される。
- 17) もちろん、学科教育や職業訓練、構内作業も多数用意されている。
- 18) なお、「民営刑務所等の設置・運営に関する法律」は、「矯正法人の役職員と民営刑務所の長及び職員は、被収容者に対して特定の宗教又は思想を強要してはならない」と規定し（25条3項）、本規定に違反した者については、2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金を科すとしている（42条2項）。
- 19) 「民営刑務所等の設置・運営に関する法律」では、被収容者に対する教育と教化に関しては、民営刑務所の意見を最大に尊重しなければならないと定められている（33条1項）。
- 20) これについては、詳しくは藤本・姜・前掲「韓国における民営刑務所に関する法律とその現況」70-72頁、注18）（85頁）参照。

# A Report on Correctional Institutions (4) 〔Somang Correctional Institution〕

Hideyo Matsubara

I went to observe Somang Correctional Institution in Korea with some scholars from Ehime University on September 19th, 2012. This paper is a report on its visit that introduces what Somang Correctional Institution is like.